

建設現場における作業環境改善費について

建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進します。

契約後に受発注者協議の上、現場環境の整備を行い、契約変更において必要な費用を計上します。

当該工事に女性が従事する場合は女性専用トイレを設置することを基本とし、その費用は設計変更の対象とします。

対象とする仮設備等

- ・水洗トイレ
- ・シャワー室
- ・女性が配置されている現場での女性専用トイレ・更衣室等
- ・見学者専用トイレ
- ・その他有効性が認められるもの

費用の計上方法

- ・受注者が作業環境改善のために上記に記載の対象とする仮設備等の追加措置を行う場合は、あらかじめ工事打合せ簿にてその内容を提出する。
- ・発注者は上記の工事打合せ簿の内容の有効性を認めた場合、受注者に対し当該仮設備等の追加措置に係る増加費用が分かる見積書を提出させる。
- ・見積金額を共通仮設費の営繕費に追加で積上げ計上する。

施設例
ボックス型トイレ



車載型トイレ



ハウス型トイレ

